

## 令和2年度第4回沖縄地方最低賃金審議会 議事要旨

1 開催日時 令和2年8月25日(火) 9:25~10:20

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室

3 出席者

公益代表委員 4名（青山喜佐子、大城郁寛、島袋秀勝、宮里善博 敬称略）

労働者代表委員 4名（石川修治、砂川安弘、津山誉輝、宮城千絵 敬称略）

使用者代表委員 4名（上里芳弘、田端一雄、比嘉華奈江、福治嗣夫 敬称略）

4 議題

沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について

5 議事要旨

(1) 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出の受理経過について

事務局から各異義申出の受理経過について説明を行った。

(2) 沖縄労働局長から、沖縄地方最低賃金審議会会長あて、異議申出に係る諮問がなされた。

(3) 異義申出内容の確認について

事務局から各異義申出内容の概要及び主要部分の解釈、並びにこれについての審議  
経過について説明した。

(4) 答申内容の再審議の必要性について

異議申出内容に係る各委員の意見が述べられ、会長代理から審議経過を改めて説明、  
確認し、答申内容の再審議の必要性に審議した。その結果、「令和2年8月7日付け答申  
どおり決定することが適当である」との意見が集約された。

(5) 労働局長あての答申

上記(4)の結果について、沖縄地方最低賃金審議会会長（代理）から、沖縄労働局長あ  
て、答申がなされた。

(6) その他

事務局から、本日の答申を受けて官報公示手続きに入ること、発効日は10月3日の予  
定であることを説明した。

以上

令和2年度第4回

沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和2年8月25日（火）9：30～  
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館  
共用大会議室（2階）

議事次第

- 1 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について

## 令和2年度第4回沖縄地方最低賃金審議会資料

### 1 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書（写）

（1）申出人 自治労連沖縄県事務所所長 長尾 健治（2020年8月14日付け）

（2）申出人 沖縄県医療労働組合連合会執行委員長 穴井 輝明  
（2020年8月18日付け）

（3）申出人 沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長 真榮城玄次 外5名  
（2020年8月20日付け）

（4）申出人 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明 （2020年8月24日付け）

0.

### 2 沖縄県最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写）

2020年8月14日

沖縄労働局

局長 福味 恵 殿

自治労連沖縄県事務所

所長 長尾 健治

最低賃金の超低額改定にたいする異議申立書

- 1、今回の改定審議に際し、コロナ危機で最も打撃を受けている労働者の生活実態を踏まえた答申なのでしょうか。県内のコンビニ・量販店・お土産品店で働くパート・アルバイトの時給は、最賃790円付近に張り付いた時給であり、自治体に働く非正規職員は、女性職員が約7割を占めていますが、月額税込で13万円～16万円のワーキング・プア水準です。就業構造基本調査(2017年)によると非正規雇用労働者は43.1%であり、年収で見ると非正規職員では48.2%が200万未満です。こうした実態に置かれている沖縄県において、最低賃金の大幅引き上げこそが求められているのではないでしょうか。またコロナ危機の下で苦しむ非正規底辺労働者の声が沖縄地方最賃審議会や専門部会に届いているのでしょうか。「人たるに値する生活」に必要な生計費原則に基づく審議が最賃審議会や専門部会で行われているのでしょうか。私たちは、最賃審議会の労働者委員に県労連推薦の任命や専門部会の審議を含め、傍聴等の情報公開をあらためて強く求めるものです。
- 2、この5年間(2015年⇒2019年)の沖縄県の最低賃金の引き上げ合計額は113円です。これは2000年から2015年まで15年かかる引き上げられた合計額(93円)を上回るアップ額です。まだまだ低い最低賃金ですが、この最賃引き上げがテコとなって沖縄の全業種平均時給は2015年827円から2019年927円へ100円アップしていることが沖縄県内求人誌「沖縄の平均賃金本2020」で報じられ、同誌でもこの間の最賃引き上げが県内の求人平均時給を押し上げていることを指摘しています。  
このように沖縄の最低賃金の二ケタ引き上げが、地場賃金全体を底上げしていることは明らかです。非正規雇用比率の高い沖縄で最低賃金の引上げは、年収200万以下の労働者にとっては死活問題であり、最賃大幅引き上げ効果は少なくとも20数万人に影響を与えるでしょう。
- 3、以上の理由から私たちは最賃二ケタ引き上げの流れを止めてはいけないことを強く求め、今回の2円改定に異議を申し上げる次第です。コロナ危機のなかで市民の生活を支える仕事に懸命にがんばっているエッセンシャルワーカーと言われる労働者が、危機を乗り越え、安心して働き続けられる労働環境をつくることは待ったなしではないでしょうか。重ねて最低賃金の大幅引き上げを行うことを求めて意見を提出するものです。

收付印/2

2020年8月18日

沖縄労働局  
局長 福味 恵様



## 2020年度沖縄県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、沖縄地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を2円引き上げ、792円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、2円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働くを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の沖縄県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

- 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でも、なお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
- 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は221円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
- 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2020年8月20日

沖縄県労働局長  
福味 恵様



沖縄医療生活協同組合労働組合  
執行委員長 真榮城 実喜  
住所 豊見城市真玉橋 593  
電話番号 098 (850) 5460

## 2020年度沖縄県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、沖縄地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を2円引き上げ、792円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、2円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働くを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。沖縄県労連が調査・発表した最低生計費試算調査結果から「普通に暮らせる」賃金は、25歳独身独居で男性では時給1,642円、女性で1,662円が必要という結論でした。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の沖縄県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でもなお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要な充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は221円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2020年8月20日

沖縄県労働局長  
福味 恵様

氏名 穴井 輝明  
住所 [REDACTED]  
電話番号 [REDACTED]

受付印

## 2020年度沖縄県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、沖縄地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を2円引き上げ、792円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、2円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働くを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。沖縄県労連が調査・発表した最低生計費試算調査結果から「普通に暮らせる」賃金は、25歳独身独居で男性では時給1,642円、女性で1,662円が必要という結論でした。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の沖縄県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でもなお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は221円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2020年8月20日

沖縄県労働局長  
福味 恵様

氏名  
住所  
電話番号

次回0824 ⑤

2020

## 2020年度沖縄県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、沖縄地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を2円引き上げ、792円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、2円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働くを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。沖縄県労連が調査・発表した最低生計費試算調査結果から「普通に暮らせる」賃金は、25歳独身独居で男性では時給1,642円、女性で1,662円が必要という結論でした。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の沖縄県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でもなお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要な充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は221円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2020年8月20日

沖縄県労働局長  
福味 恵様

氏名  
住所  
電話番号

直木 拓

420824 5

## 2020年度沖縄県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、沖縄地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を2円引き上げ、792円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、2円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働くを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。沖縄県労連が調査・発表した最低生計費試算調査結果から「普通に暮らせる」賃金は、25歳独身独居で男性では時給1,642円、女性で1,662円が必要という結論でした。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の沖縄県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でもなお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は221円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円が必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引き上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2020年8月20日

沖縄県労働局長  
福味 恵様

氏名 島崎 明之

住所 [REDACTED]

電話番号

1820824 5

2020.8.20

## 2020年度沖縄県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、沖縄地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を2円引き上げ、792円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、2円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働くを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。沖縄県労連が調査・発表した最低生計費試算調査結果から「普通に暮らせる」賃金は、25歳独身独居で男性では時給1,642円、女性で1,662円が必要という結論でした。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の沖縄県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でもなお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は221円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2020年8月20日

沖縄県労働局長  
福味 恵様



氏名 新垣 ミサ百合  
住所 [REDACTED]  
電話番号 [REDACTED]

## 2020年度沖縄県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、沖縄地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を2円引き上げ、792円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、2円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働くざるを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。沖縄県労連が調査・発表した最低生計費試算調査結果から「普通に暮らせる」賃金は、25歳独身独居で男性では時給1,642円、女性で1,662円が必要という結論でした。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の沖縄県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でもなお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は221円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2020年8月24日

沖縄労働局

局長 福味 恵 殿

那覇市奥武山町26-24

奥武山マンションビル201号

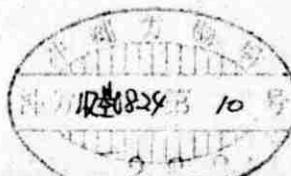
沖縄県労働組合総連合

議長 穴井 輝明

### 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

沖縄地方最低賃金審議会（以下、「地賃」と言う。）は、去る8月7日に沖縄県の最低賃金を1時間当たり2円引き上げ、現行790円から792円とする意見（以下、「意見」という。）を貴職に提出した。この意見は、中央最低賃金審議会（以下、「中賃」という。）が目安額を示さないなかで、委員各位のご苦労が推察されるものの、労働者の生活を考慮すれば不十分であり、沖縄県労働組合総連合（以下、「県労連」という。）は、最低賃金法第11条2項に基づき、以下のとおり異議申出を行うものである。

記



#### 【異議申出の趣旨】

地賃の意見は、最低賃金法が定める「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、改定後の最低賃金792円は、労働者が「健康で文化的な最低限の生活を営む」ために必要な金額とは到底言えない。

県労連は、地賃における再審議及び最低賃金額を1000円以上とするよう求めるものである。

#### 【申出の理由】

1 最低賃金法は、その第1条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的の眼目は「賃金の低廉な労働者に、賃金の最低額を保障する」ことにある。

同法9条2項においては、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費

及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」と定められているが、法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない。

2 これまでの地質の意見は、中賃の答申をベースにしながら、同じDランクの他県の状況を参照してなされているとの感は否めない。それでは第一に検討すべき労働者の生計費に関する議論は置き去りにされていると言われても仕方が無い。

法第9条3項との整合性を正当化するために、沖縄労働局一般公示第2-35号には、参考として「沖縄県最低賃金と生活保護との比較について」が添付されている。これについて多くの疑問点が残る。

法の趣旨を尊重すれば、今回の引き上げが生活保護基準と照らして妥当かどうかを検証すべきであって、2年前の平成30年度が問題ではない。また、比較対象者が、なぜ12歳～19歳になるのだろうか。貴局の調査によつても、本年3月学卒者の就職希望者は、高校卒2087人、大学、短大、専修学校等で6670人となっており、働き始める年齢の多数は20歳以上である。なぜ、自ら働いて生活しなければならない労働者の最低賃金が、小学生を含む年齢層と比較されなければならないのだろうか。

3 県労連は、8時間働いて普通の暮らしをするためには、幾ら必要かを算出するために、最低生計費試算調査を実施した。その調査結果は委員各位のお手元にも届けられているので詳細に述べることは省略するが、25歳単身者の男性で一時間当たり1642円、女性1662円となった。最低賃金が最も高い東京と比べても生計費は同水準となっている。

言い換えれば、現行の最低賃金で生活するためには、必要な支出を切り詰め、不測の事態に備えるための貯金もできない暮らしを強いられていることを意味している。このような最低賃金の低水準については、昨年3月に当時の根本匠厚生労働大臣も認めていることである。

4 沖縄県による県民経済計算によると、県経済の6割は民間最終消費支出が担っている。労働者は消費者でもあり、労働者の生活を向上させることが、県経済の発展につながることは自明である。産業関連表においても生産誘発額、生産誘発依存度ともに民間最終消費支出が他を大きく上回っている。

これらの事実から、県経済を発展させるためには、労働者の賃金を引き上げることが必要であり、そのためには法的拘束力を持つ最低賃金を大幅に引き上げることが、とりわけ重要になっているということが言える。

5 以上のとおりであるので、地質は審議をやり直し、少なくとも時間額1000円以上の最低賃金に引き上げることを求めるものである。以上



沖労発基 0825 第1号  
令和2年8月25日

沖縄地方最低賃金審議会  
会長 宮國 英男 殿

沖縄労働局長  
福味 恵

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、2020年8月14日付けをもって自治労連沖縄県事務所所長長尾健治から、同月18日付けをもって沖縄県医療労働組合連合会執行委員長穴井輝明から、同月20日付けをもって沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長 真榮城玄次から、同日付けをもって穴井輝明、永山政欣、塩塚拓、島崎朋之、新垣沙百合から、同月24日付けをもって沖縄県労働組合総連合議長 六井輝明から、別添のとおり最低賃金法（昭和34年法律137号）第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。



令和2年8月25日

沖縄労働局長  
福味 恵 殿

沖縄地方最低賃金審議会  
会長 宮國 英男

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和2年8月25日貴職から、8月7日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する自治労連沖縄県事務所所長 長尾健治、沖縄県医療労働組合連合会執行委員長 穴井輝明、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長 真榮城玄次、並びに、穴井輝明、永山政欣、塩塚拓、島崎朋之、新垣沙百合及び沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。